

第4回定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水) 9時30分～9時51分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
 - 会長 1番 米良 成志
 - 副会長 10番 金丸 幸子
 - 委員 2番 児玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作
 - 6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 議事日程
 - 報告第10号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
 - 議案第11号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
 - 議案第12号 現況証明(非農地証明書)の発行の件について
 - 議案第13号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の(農用地利用集積計画の広告)取得の件について

7. 会議の概要

開会 事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第4回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 米良会長の方より挨拶をお願いします。
会長	ようやく、暖かくなってまいりまして暑いくらいですが、気象状況は予想がつかないような状況です、新しい職員が配属されまして新スタートになります、これから皆さんとともに農業委員会の問題解決に向けて一緒に協力していければと思います。 今日の案件は4件であります。 今日は全員出席であります。 よろしく御審議をお願いします。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思います。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしく願いいたします。
議長	それでは早速議案に移ります。 議事録署名員は2番と3番委員をお願いします。 早速議題に入ります。 報告第10号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
局長	はい。 2ページをお願いします。 報告第10号農地法第5条、農業委員会の届出の分でございます。

次のとおり受理したことを報告する。
記載のとおり1件の2筆になります。
場所につきましては次のページをご覧ください。
3ページをお願いします、場所は伊東警察犬訓練所と門川インターチェンジの間にある農地です。
以上です。

議長 はい、説明は終わりました。
報告案件でありますので、それぞれ委員のみなさんは把握をお願いします。
次の議案に移ります。
議案第11号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長 はい、4ページをお願いします。
議案第11号農地法第5条県知事への進達の分になります。
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
ご覧のとおり、1件の1筆です。
場所につきましては次のページをお願いします。
5ページです、小園地区です、小園井堰の右側の農地になります。
以上です。

議長 説明は終わりました。
推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 白木推進委員です、ただいまの案件につきましてご説明をさせていただきます。
場所については、いま説明の合ったとおり、小園地区の農地になります。
昔は畑だったのですが、整地がされておりまして、現在は雑種地のような土地になっております。
所有者については、小園地区在住の方でありまして、この人のお孫さんが現在は日向市在住で、この方が門川に帰ってこられて家を建てるということです。
経緯についてはその様なことで、4月19日に事務局2名と県職員1名と私で現地を確認しました。
現地については、測量などが入っており筆界に杭が打ってある状況でありました、現地確認の中では特に問題等はないようでした。
ただ、県の方がおっしゃるには農業振興地域は青字ではないが、ほかに宅地にできるような代替地はないかとのことでしたが、事務局の調査の結果、付近には代替地は存在しないとのことでした。
なので特段問題はないかと思われまして、よろしく御審議をお願い致します。
以上です。

局長 推進委員の説明は終わりました。
他にご意見ございませんか。
特に問題ありませんね。
それでは県知事に許可申請することに賛成の方は挙手願います。
はい、全員賛成であります。

議長 次の議案に移ります。
議案第12号現況証明、非農地証明書の発行の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長	<p>はい、8ページをお願いします。 議案第12号現況証明、農業委員会で審議していただく分です。 次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。 記載のとおり1件の1筆でございます。 場所につきましては先ほど審議していただいた分の隣の土地になりますので、やはり小園井堰の右側の農地になります。 以上です。</p>
議長	<p>はい、事務局からは説明がありますか。</p>
事務局	<p>はい、事務局です。 補足説明になります、先ほどの転用申請地の隣でありまして、現地確認も同時に行いました土地の現状についてですが、道になっております、川の向こうに通じる道であり、川向こうには建物があり、そこに車などが入っていく唯一の経路になっているようで、周囲の状況としても周りに農地などはありませんでした。 なので周囲の農地に影響を与えるということもなく、唯一の進入路となっていることもあり農地に戻すということも考えにくく、非農地証明を出すことに問題はないかと思われれます。 以上です。</p>
議長	<p>進入路として使われているということですね。 他の委員の皆さんご意見ございませんか。</p>
10番委員	<p>このあたりには他にも住宅があるのですか。</p>
事務局	<p>いくつかあります。</p>
10番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>はい、それでは非農地証明書を出すことに賛成の方は挙手願います。 全員賛成であります。 次の議案に移ります。 議案第13号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、8ページをお願いします。 議案第13号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画広告予定の分でございます。 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。 これにつきましては、ご覧のとおり1件の2筆でございます。 場所につきましては、次のページをお願いします。 18ページ、庵川の牧山地区でございます、牧山公民館がございますが、その北西のみかん山になってきます。 以上でございます。</p>
議長	<p>はい、説明は終わりました。 朝倉推進委員のご意見を伺います。</p>
朝倉推進委員	<p>はい、推進委員の朝倉です。 この件につきまして20日に事務局と現地を確認いたしました。 貸し人の父がみかん園として経営されていましたが、亡くなられてから耕作されていなかった農地になります。</p>

会社員の方がみかんをやりたいということで、案件が上がってきています。
借人は今年度いっぱい会社を辞めて農業を始められるとのこと。
現地は20から30本ほどみかんの木が残っているようですが、雑木等が生えており、一からみかん園を作るようなことになるとと思いますが、どうしてもやりたいということでした。
そのようなことで御審議をお願いします。

議長

他の委員のご意見はございませんか。
他に果樹園などは持ってないのですか。

朝倉推進委員

会社員の方なので持っていませんね。

事務局

すいません、事務局です。
譲受人さんに関しましては新規就農されるということで、役場にきていろいろ手続きをされて
いました、それで農業委員会に案件が上がってきたという状況です。
地図の方に白い線が入っていると思いますが、これが舗装された道になっていまして、車な
どが入っていきける道になっています。
面積が大きくて、初めて農業される方には難しいのではないかと面もありますが、重機
等が入っていきけるので何とかなるのではないかと聞いております。
以上です。

議長

本人にやる気があるようですね。

局長

私が農林水産課長を兼ねているので補足させていただきます。
新規就農の件に関しましては、検討協議中でまだ日程は決まっておりません。

議長

はいそういう状況ですね。
特に問題はありませんか。
それでは、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について賛成の方、挙手願いま
す。
はい、全員賛成であります。
協議事項に関しましては以上であります。

事務局

それでは、姿勢を正してください。
以上をもちまして第4回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。
一同礼。

平成30年4月25日

議事録署名人

2番委員

堀玉 道治

3番委員

新門 剛